

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国保資格・給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、国保資格・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県光市長

## 公表日

令和7年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国保資格・給付事務
②事務の概要	<p>光市は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務            ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務            ③保険給付の支給に関する事務            ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務            ⑤保険給付の一時差止めに関する事務            ⑥オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する事務」という。)</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格管理情報ファイル、国保給付管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項            番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条            国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項            (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報提供の根拠)            第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項)及び38、111、137、145の項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第4、5、8、15、29、40、44、50、58、67、71、85、89、113、117、127、133、139、143、147、160、163、166、167、168、175条            (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠)            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第71条及び第72条で定めるもの」の項(69、70の項)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第71、72条(オンライン資格確認に関する事務)            番号法附則第6条第4項            国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境市民部市民課

②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	環境市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1426
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ]人手を介在させる作業はない</span>		



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①・・・②	①・・・②	事後	
平成28年4月20日	3.個人番号の利用	別表第1の30	別表第一の30	事後	
平成28年4月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	93、97、106の項	93の項	事後	
平成28年4月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	44、46、49条	44、46条	事後	
平成29年9月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	22の項	22、97、109の項	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、43、44、46、49、55-2条	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-8	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1426	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-1	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、	事前	
平成29年9月6日	II-1	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年9月6日	II-2	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年9月6日	I-5-②	市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 田村 和男	事後	平成29年4月1日付変更
平成30年6月11日	II-1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月11日	II-2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月11日	I-5-②	市民部次長兼市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎	事後	平成30年4月1日付変更
令和1年6月28日	II-1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-②	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎	課長	事後	
令和1年6月28日	IV	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	I-4-②	1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)及び22、97、109の項	1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)及び22、97、109の項	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	I-4-②	第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、43、44、46、49、55-2条	第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2、33、43、44、46、49、55-2条	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	I-4-②	第25条	第25、25-2条	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月26日	I-1-②	⑤保険給付の一時差止めに関する事務	⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事後	
令和2年6月26日	I-1-③	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年6月26日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年6月26日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25、25-2条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25、25-2条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年7月7日	I-4-②	1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)及び22、97、109の項	1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項)及び22、	事後	
令和3年7月7日	I-4-②	第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2、33、43、44、46、49、55-2条	第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2、33、43、44、46、49、53、55-2、	事後	
令和3年7月7日	II-1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月7日	II-2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	I-1-②	光市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	光市は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和4年7月22日	I-1-②	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	⑥オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する事務」という。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条  <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年7月22日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正のため
令和4年7月22日	I-4-②	22、97、109の項	22、78、97、109の項	事後	
令和4年7月22日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2、33、43、44、46、49、53、55-2、59-3条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2-2、41-2、33、43、44、46、49、53、55-2、59-3条	事後	
令和4年7月22日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25、25-2条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25、25-2条	事後	
令和4年7月22日	I-4-②	<オンライン資格確認の準備業務>	(オンライン資格確認に関する事務)	事後	
令和4年7月22日	II-1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	II-2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	I-4-②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	公金受取口座情報の情報連携開始
令和6年3月29日	II-1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	II-2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	I-3	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	I-4-②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項)及び22、78、97、109の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、5、8、12-3、15、19、20、22-2、24-2、25、31-2-2、41-2、33、43、44、46、49、53、55-2、59-3条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項)及び38、111、137、145の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第4、5、8、15、29、40、44、50、58、67、71の項	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	I-4-②	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25、25-2条	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報番号利用事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第71条及び第72条で定めるもの」の項(69、70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第4、5、8、15、29、40、44、50、58、67、71の項	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	I-5-②	市民部市民課	環境市民部市民課	事後	
令和7年3月25日	I-8	市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1426	環境市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1426	事後	
令和7年3月25日	II-1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	II-2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV-8	—	<p>(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力等については複数人での確認を実施しているほか、特定個人情報を受け渡す際にはパスワードによる保護や確実なマスキング処理等を行い、これらの対策を確実に実施したことを(最も優先度が高いと考えられる対策)</p>	事後	様式変更
令和7年3月25日	IV-11	—	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) USBメモリは許可を得た媒体のみで使用し業務端末上制御しているほか、マイナンバーが記載されたデータは基幹系端末のみに保存するとともに、個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p>	事後	様式変更